

事業名：森林環境保全整備事業(育成受光伐 南木曾7伊奈川)

作業条件表

国有林	林小班	面積	伐採率	樹種	資材		利用率	生産量 m ³			下層植生	平均林地傾斜度	通勤補正時間 分(往復)	歩行補正時間 分(往復)	歩道 m		平均標高 m			集材距離 m		伐採から集材までの月数
		ha	%		本数	材積 m ³	%	一般材	同販材	計					新設	修理	伐区	荷卸場	ヘリポート	最短	最長	
伊奈川	1347は	13.93	33	木曾五木			0%			0	疎	30° 上	31	24	1,114	1,010	810	810	73	638	1	
				他N	2,439	2,771.67	68%	1,884		1,884												
				他L	60	48.89	14%	7		7												
伊奈川	1382ろ	6.69	34	木曾五木			0%			0	疎	30° 上	35	12	795	920	810	810	95	677	1	
				他N	3,690	1,545.36	65%	1,000		1,000												
				他L	45	23.73	0%															
合計		20.62		木曾五木			0%			0												
				他N			0%					0										
				他L			0%					0										
合計		20.62			6,234	4,389.65	66%	2,891	0	2,891												

条件項目	内容
①大空輸及び小空輸について	単価に最寄りの基地～ヘリポートの空輸費を含める。
②ヘリ機種について	1本吊出来ない高品質材は、集材作業時に山床で半幹等にする事はやむを得ないが、地上作業では、700kgは無理なく吊れることを基準に造材するので、これら処理できる機種(以下標準機種いう。)により実施することを条件とする。 なお、造材してある材が吊れなかった場合、標準機種と同等か、それ以上の機種に入れ替え若しくは遅滞なく調達して行くことを条件とする。
③その他	上記以外は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款、製品生産事業中部森林管理局仕様書、製品生産事業請負標準仕様書、入札説明書の添付書類によるほか、監督職員の指示によるものとする。